

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成28年2月末における自己資本比率は、11.77%となりました。

○ 普通出資による資本調達額 4,390百万円（前年度4,443百万円）

当ＪＡは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成26年度		平成27年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,205		13,250	
うち、出資金及び資本準備金の額	4,443		4,390	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,813		8,939	
うち、外部流出予定額 (△)	—		21	
うち、上記以外に該当するものの額	△50		△58	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221		214	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221		214	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13,427		13,464	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	14	2	10
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	14	2	10
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	0	0	0
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—

項 目	平成26年度		平成27年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	2	—
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	13,427		13,461	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	99,461		102,623	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△16,906		△12,757	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	14		10	
うち、繰延税金資産	0		0	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△16,921		△12,768	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,671		11,688	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,133		114,311	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.08%		11.77%	

(注)

1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

Ⅱ. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		平成26年度			平成27年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,509	—	—	2,510	—	—
	我が国の地方公共団体向け	15,284	—	—	15,495	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1	0	0	—	—	—
	地方三公社向け	165	—	—	148	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	255,960	51,192	2,047	260,944	52,188	2,087
	法人等向け	6,169	5,577	223	5,552	5,009	200
	中小企業等向け及び個人向け	5,179	2,604	104	5,062	2,454	98
	抵当権付住宅ローン	3,942	1,336	53	3,430	1,160	46
	不動産取得等事業向け	500	497	19	499	496	19
	三月以上延滞等	6,511	3,604	144	5,661	2,741	109
	信用保証協会等保証付	22,680	2,226	89	21,673	2,122	84
	共済約款貸付	1,141	—	—	1,060	—	—
	出資等	3,773	3,773	150	3,765	3,765	150
	他の金融機関等の対象資本調達手段	11,281	28,202	1,128	11,350	28,375	1,135
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	18	45	1	18	45	1
	複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンデ）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
	証券化	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	—	△16,906	△676	—	△12,757	△510
	上記以外	19,421	17,308	692	19,258	17,020	680
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	354,541	99,461	3,978	356,431	102,623	4,104
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額		354,541	99,461	3,978	356,431	102,623	4,104
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自己 資本額	オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除して得た額		所要自己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		11,671		466	11,688		467
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母)計		所要自己 資本額
		a		$b=a \times 4\%$	a		$b=a \times 4\%$
		111,133		4,445	114,311		4,572

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

Ⅲ. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I） 株式会社日本格付研究所（J C R） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S & P） フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成26年度				平成27年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	354,541	67,700	3,291	6,511	356,431	65,674	3,286	5,661
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		354,541	67,700	3,291	6,511	356,431	65,674	3,286	5,661
法人	農業	773	562	—	293	652	443	—	290
	林業	—	—	—	—	0	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	317	309	—	21	264	256	—	11
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,742	1,731	—	428	1,510	1,510	—	384
	電気・ガス・熱供給・水道業	61	61	—	61	62	61	—	61
	運輸・通信業	20	19	—	—	128	17	—	—
	金融・保険業	267,715	4,808	—	—	273,431	5,812	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	7,203	7,111	—	1,487	8,343	6,358	—	1,069
	日本国政府・地方公共団体	17,794	14,502	3,291	—	18,005	14,719	3,286	—
	上記以外	3,412	9	—	130	386	7	—	125
	個人	40,098	38,584	—	4,088	37,786	36,486	—	3,718
	その他	15,402	—	—	—	15,858	—	—	—
業種別残高計		354,541	67,700	3,291	6,511	356,431	65,674	3,286	5,661
	1年以下	253,544	4,095	—		261,344	4,013	400	
	1年超3年以下	6,832	2,431	400		5,667	5,292	375	
	3年超5年以下	7,736	6,451	1,285		5,136	3,228	1,907	
	5年超7年以下	4,862	3,456	1,405		3,732	3,129	602	
	7年超10年以下	9,188	8,988	200		8,233	8,233	—	
	10年超	35,745	35,241	—		36,997	35,995	—	
	期限の定めのないもの	36,631	7,035	—		35,320	5,781	—	
残存期間別残高計		354,541	67,700	3,291		356,431	65,674	3,286	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高には、資産（自己資産控除となるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	250	221	—	250	221	221	214	—	221	214
個別貸倒引当金	3,525	3,885	366	3,509	3,534	3,534	3,942	587	3,524	3,365

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		平成26年度						平成27年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内		3,525	3,885	366	3,509	3,534		3,534	3,942	587	3,524	3,365	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		3,525	3,885	366	3,509	3,534		3,534	3,942	587	3,524	3,365	
法 人	農業	607	595	13	601	587	7	587	656	4	587	651	4
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	51	85	4	51	81	4	81	79	8	81	70	8
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,316	1,405	251	1,315	1,153	251	1,153	1,366	134	1,153	1,232	134
	電気・ガス・熱供 給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	5	5	—	5	5	—	5	5	—	5	5	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	1,091	1,319	73	1,087	1,250	69	1,250	1,384	420	1,250	963	420
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		452	473	23	446	455	18	455	450	18	445	441	8
業種別計		3,525	3,885	366	3,509	3,534	350	3,534	3,942	587	3,524	3,365	577

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成26年度			平成27年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト0%	—	23,208	23,208	—	23,397	23,397
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	22,265	22,265	—	21,223	21,223
	リスク・ウエイト20%	—	256,001	256,001	—	260,971	260,971
	リスク・ウエイト35%	—	3,823	3,823	—	3,318	3,318
	リスク・ウエイト50%	—	4,320	4,320	—	4,555	4,555
	リスク・ウエイト75%	—	3,074	3,074	—	2,834	2,834
	リスク・ウエイト100%	—	40,443	40,443	—	31,405	31,405
	リスク・ウエイト150%	—	1,400	1,400	—	8,337	8,337
	リスク・ウエイト200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト250%	—	18	18	—	398	398
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	354,556	354,556	—	356,442	356,442

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーが該当します。

Ⅳ. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	165	—	148
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	379	—	368	—
中小企業等向け及び個人向け	494	636	512	733
抵当権付住宅ローン	23	—	21	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	3	0	2	0
証券化	—	—	—	—
中央演算機関関連	—	—	—	—
上記以外	86	12	145	101
合 計	987	814	1,050	983

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

V. 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

VI. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

Ⅶ. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	12,253	12,253	12,314	12,314
合 計	12,253	12,253	12,314	12,314

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項ありません。

(4) 貸借対照表で確認され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する事項ありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する事項ありません。

Ⅷ. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。金利リスク量は、市場金利が上下に2%変動した時に受ける額を算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM委員会に報告しています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

(2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△549	△1,414